

鎌倉市告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 に規定する指定公金事務取扱者について、次の者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年（2026 年）6 月 17 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

(1) 直営店舗及び加盟店舗における収納の受付簿の収納事務

名称	所在地
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

2 指定公金事務の対象とする税目

(1) 市税

ア 市県民税（普通徴収）

イ 固定資産税・都市計画税

ウ 軽自動車税

(2) 国民健康保険料

(3) 後期高齢者医療保険料

(4) 介護保険料

3 指定日及び委託日

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日